

令和2年 八潮市農業委員会1月総会 議事録

1 開催日 平成2年1月24日(金)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所別館A会議室

4 出席委員 14名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 恩田 政幸

10番 星野 仁

4番 豊田 幸司

11番 福岡 達則

5番 大野ヒロ子

12番 小倉 雅樹

6番 横山 正和

13番 飯山 敏行

7番 渋谷 稔

14番 新井 孝美

9番 齋藤 富子

15番 白倉 正浩

5 欠席委員 1名

8番 荻野 恭子

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。改めまして、今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

先月の総会でお願ひしました農地パトロールにつきましては、年末年始のお忙しい中、ご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会1月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名でございますので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は14名でございます。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、8番委員の荻野委員におきましては、欠席の連絡を受けておりますのでよろしくお願ひいたします。

なお、本日、お知らせなんですけれども、八潮メセナにおきまして八潮市の発展に寄与された方々に対しまして、八潮市表彰規則に基づく表彰式が行われております。本日総会に出席していただいておりますが、小早川代理が市政功労者として表彰されておりますことをまず報告させていただきます。

小早川代理、大変おめでとうございます。（拍手）

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願ひいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

改めましておめでとうございます。また、本年もよろしくお願ひします。

今年は改選が8月にありますので、それまでですけれども、皆さんの協力よろしくお願ひします。

まずは、先ほど局長が申しておりました小早川代理が民生委員として市政功労者の表彰を受けました。大変おめでとうございます。今後も活躍されることをお祈り申し上げます。

それから、1月はインフルエンザが流行する月なんですけど、それよりも今年は中国武漢市の新型コロナウイルスですか、そちらが大変心配で、マスコミでも騒いでおりますが、これ

から旅行とか行かれる方は気をつけてください。

それでは、本日は議案がありませんが、最後までご協力よろしく願いいたします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げていただければとお願いいたします。

- | | |
|------------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会 1月総会次第 | A4横 |
| ②特定生産緑地への申請状況等について | (資料 - 1) |
| ③八潮市農産物放射能濃度測定結果 (1月分) | (資料 - 2) |
| ④令和2年度農業委員会総会日程 (案) | (資料 - 3) |
| ⑤かすかべのうりんナビ | (チラシ) |
| ⑥ジャム加工技術向上研修会2020 | (チラシ) |

こちら6次化の関係で話が出ているもので、来月、2月11日に春日部の豊春のほうで開催されるものとなりますが、6次化に取り組む事業ということでジャム等の商品化の実習と講義があるということです。委員の皆様、また農家の方々にお知らせしていただいて、興味のある方につきましては、これをコピーしていただいてもよろしいですが、ファクス、または電話で直接申し込んでいただければと思いますので、お知らせのほうをしていただければと思います。

それと、最後にこれは全員ではないんですが、封筒でお配りさせていただいたもので、これは認定農業者の方々に埼玉県農業会議から配布してほしいということで、税経情報のチラシが入っておりますので、ご参考に見ていただければと思います。

以上で資料だけですと6点となります。資料等の漏れはないでしょうか。

ないようですので、それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしく願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第6のその他まで、よろしく願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、3番、恩田政幸委員、15番、白倉正浩委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい、わかりました。

◎転用等届出受理報告

○議長 それでは、今月は総会に諮る案件はございませんので、次の次第5は転用等届出受理報告になります。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出10件について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 （農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について10件受理し、適切に処理を行ったことを報告する。）

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より報告第1号について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようですので、転用等届出受理報告は終わりとします。

◎その他

○議長 続きまして、次第6のその他にまいります。

—— 公園みどり課職員入室 ——

○議長 まず、昨年11月末に八潮市の公園みどり課におきまして、特定生産緑地の申請に係る

受領会が行われましたが、本日はその申請状況などについて、公園みどり課の職員の方々が説明に来られました。公園みどり課の皆さん、説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 公園みどり課の小倉と申します。本年もよろしくお願いいたします。

本日は、農業委員会の貴重なお時間いただきまして、ただいまご紹介がございました特定生産緑地の受領会が昨年11月末に行われまして、その集計結果がまとまりましたので、この場をおかりしまして、その結果の報告と今後の進め方、そして前段では、皆さんご承知のことと思いますが、改めて特定生産緑地の概要について、ご説明させていただくというような形で、本日進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明につきましては、担当係長の新井よりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○公園みどり課 公園みどり課の新井です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1の特定生産緑地への申請状況等についてをご覧ください。

まず、1番、特定生産緑地制度の創設について。

本市では、現行の生産緑地法の規定に基づきまして、平成4年12月10日に生産緑地地区の都市計画決定を行っております。こちらの生産緑地につきましては、令和4年12月10日をもって告示から30年が経過するため、30年間の営農義務が終わりまして、生産緑地所有者は市長に対し生産緑地を時価での買い取り申し出ができるようになります。

このように告示後30年を経過した生産緑地地区は、いつでも買い取り申し出を行うことができるため、土地利用がいつでもできる、都市計画上不安定な状況に置かれることとなります。そのため、国土交通省では平成29年に生産緑地法を改正し、申出基準日、本市の場合、令和4年12月10日となりまして、指定から30年が近く到来する生産緑地地区について、市町村長が申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、営農義務を課すことで買い取り申し出が可能となる期日を10年延期する制度、こちら特定生産緑地制度と申します、を創設しました。

次に、2特定生産緑地制度の概要としまして、特定生産緑地制度とは、告示から30年を経過した後でも、従来の生産緑地における建築や造成等の規制や納税猶予、農地課税等の税制猶予を継続するもので、生産緑地所有者等の意向をもとに告示から30年を経過する前に指定を行う必要があります。なお、告示から30年経過後の指定はできないものとなっています。

指定したい生産緑地において、抵当権、借地権、小作権等、もしくは利害関係人がいる場合は、全員分の同意書の提出が必要となります。また、指定に当たりましては、市の都市計画審議会に意見を聞くことが生産緑地法により規定されております。

特定生産緑地の指定期間は10年間となり、10年経過ごとに指定更新の判断をすることができます。

下の図は平成4年指定の場合のものを例として示しております。

まず、特定生産緑地に指定する場合、平成4年、当初指定で指定された生産緑地地区につきましては、申出基準日となる令和4年12月10日になる前に特定生産緑地の申請を提出していただき、指定の告示を行います。これにより令和14年まで特定生産緑地として指定されることとなり、営農義務が発生するものとなります。一方、特定生産緑地に指定しない、下段のほうになりますが、こちらの場合は、申出基準日となる令和4年12月10日、特に申請等は申し出していただく必要はなく、そのまま買い取り申し出がいつでもできるような生産緑地として位置づけられるものとなります。

続きまして、2ページでございます。

告示から30年を経過した後の生産緑地の選択肢によって、それぞれの税制措置が異なってまいります。

表の中、まず①買い取り申し出を行った場合、こちら買い取り申し出を行った場合、固定資産税は宅地並み課税となります。相続税は納税猶予の適用が不可能となりまして、そのタイミングで相続税及びその相続税に係ってきます利子税の納税が必要となっております。

続きまして②、生産緑地の継続、こちらは申出基準日が到来したタイミングで買い取り申し出、あるいは特定生産緑地の指定を行わなかった場合となります。こちらは固定資産税が下段のグラフをごらんいただきますように、5年間の段階的な措置の後、宅地並み課税となります。令和4年が申出基準日となっている生産緑地につきましては、5年を経過した令和9年から宅地並み課税となります。相続税につきましては、30年を経過したタイミングでの納税猶予を受けられる方は継続をされますが、その次の世代で相続税が発生した場合には適用が不可となります。

続きまして、特定生産緑地に指定した場合、固定資産税は引き続き農地課税となりまして、相続税の納税猶予も適用されるようになります。

続きまして、ページをめくっていただいて3ページでございます。

上段の③ですが、特定生産緑地につきましては、買い取り申し出が申出基準日から10年経過した後、あるいは従来の生産緑地と同様で、主たる従事者の死亡あるいは農業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなったときとなります。

続きまして、3番、これまでの動きとしまして、平成30年度、こちら平成30年度では、生産緑地所有者全員を対象としました特定生産緑地制度の説明会を2月19日、20日、23日の3日間をかけて開催いたしました。また、あわせてホームページ、広報等により法改正内容の周知を行いました。また、生産緑地所有者全員の方に、特定生産緑地指定意向件数を把握するため、アンケートのご協力をいただきました。なお、こちらのアンケートでは、平成4年、当初指定から特定生産緑地に指定する意向のパーセンテージとして約80%の方から特

定生産緑地の指定意向をいただきました。

続いて、令和元年度、特定生産緑地申請の手続に関する説明会といたしまして、7月31日、8月3日の2日間開催いたしました。続けて11月、特定生産緑地指定申請に関する受領会の開催をいたしました。

4番、特定生産緑地の申請状況で、特定生産緑地の受領会についてご説明いたします。

平成4年12月10日指定の生産緑地所有者を対象として、令和元年11月26日から28日、30日の4日間、特定生産緑地指定申請に関する受領会を開催し、現時点での申請の有無の確認を行いました。

下段の表をご覧ください。こちらの内容は対象生産緑地、今回の申請の対象となる生産緑地としまして、地区数が116地区、面積が17万6,119.87平方メートル、所有者数が107名、今回の申請が、特定生産緑地へ指定申請された方が、まず地区数が70、所有者数が62名、あわせて買い取り申し出を出された方が7地区、所有者数が7名、特定生産緑地に指定せず、買い取り申し出も行わず、生産緑地として継続されていくと意向を出された方が、地区数が2地区、所有者数が1名、そのほかとしまして、現在申請の意向はあるんですが、書類等がまだ整備されておらず、今後提出予定となっている方が30地区、23名、特定生産緑地にするか、買い取り申し出を行うか、まだ判断がしかねるという方が検討中として16地区、13名、現在相続の手続の真っ最中ということで、令和元年の意向の申請は見送っている方が6地区、4名。合計が131地区、110名の対象者となっています。こちら一番上の対象生産緑地との数量に差異が生じているものは、下の米印ところなんですけど、地区数及び所有者数の合計においては、生産緑地地区が複数の、1地区が複数の筆で構成されているため、筆ごとで判断が異なる場合がございますので、重複が生じていて、数量に差異が生じています。

なお、特定生産緑地への指定意向がある所有者数は、そのほか、申請意向ありと特定生産緑地へ指定申請された方を含めると、全体の約8割となっておりまして、アンケートの回答とほぼ同じ数量となっています。

ページをめくっていただきまして4ページ、今後のスケジュール（予定）といたしまして、令和2年1月から3月の間、本日となりますが、農業委員会へ申請状況等の報告を行いました。

続いて、職員によりまして申請が上がってきた現地の畑の状況確認をさせていただいております。これは現在行っているところです。

また、越谷税務署との協議、また東京電力へ向け同意書の送付をしております。ページ下段のほうにあります米印の3、4のところ、まず越谷税務署が相続税及び贈与税の納税猶予を受ける生産緑地につきましては、税務署長が抵当権者となっておりますので、当該税務署長の同意書が必要となっております。件数がたくさんあることから、まとめて市のほうで

一括して申請を行うこととしておりました、その協議を行います。また、東京電力のほうも同様で、生産緑地の上空に東京電力の架線がかかっている場合につきましては、その土地に地役権が設定されておりますので、地役権につきましても東京電力と調整の上、同意をいただくこととなっています。

上のスケジュールのほうに戻っていただきまして、6月、特定生産緑地への申請につきましては、申請者へ通知するに当たりまして、生産緑地法第10条の4第3項の規定において、「市町村長はあらかじめ市町村都市計画審議会の意見を聞かなければならない」と規定されているため、都市計画審議会において、特定生産緑地指定について意見を聴取いたします。

続きまして、7月から8月、こちらで特定生産緑地指定について告示を行い、改めて所有者への指定の通知を発送いたします。なお、令和2年で指定の告示を行った特定生産緑地につきましても、実際の特定生産緑地の効力の発揮につきましては令和4年12月10日となります。

続いて、11月、特定生産緑地へ指定申請している生産緑地につきまして、面積の誤差が生じているような生産緑地につきまして、この11月の都市計画審議会において、都市計画変更を行う予定となっております。

また、時期は未定となっておりますが、買い取り申し出を希望された所有者に対しまして、令和4年12月10日以降の手續について、説明会を行う予定としております。

最後に、令和3年、4年それぞれ4月に、令和元年度に申請もしくは買い取り申し出の意向等がなかった所有者へ特定生産緑地指定申請に関する通知を再度発送し、受領をさせていただく予定となっています。また、その受領をさせていただいた申請書につきましては、11月の都市計画審議会において、特定生産緑地指定申請の意見聴取を行うものとなっています。

以上で特定生産緑地への申請状況等についての説明を終わります。

○議長 ただいま特定生産緑地への申請状況等について、公園みどり課より説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

○11番（福岡達則委員） 11番、福岡です。

例えば、今年、生産緑地に指定しますよね、その場合は今までどおり30年後にということですか。

○公園みどり課 生産緑地を指定する場合は30年になります。

○議長 ほかにございませんか。

○事務局 質問なんですけれども、今年度は一通り受け付けをして、告示はするけれども、効力は令和4年12月10日ということですね。今後も、随時受け付けをしていくのかという点と、最終的に令和4年12月10日で期限を迎えてしまう方が、市のほうに申し出をできるの

はいつまでもなのかの、2点についてお願いいたします。

○公園みどり課 只今、質問いただきました受け付けにつきましては、随時受け付けております。相談をしていただいて、書類が整えば受け付けをいたします。ただ、今回、ご提案させていただきました今後のスケジュールで都市計画審議会の意見を聞くという手続を経て告示となりますので、受付をしてから告示後の通知まで時間がかかると思います。

もう一つのご質問の最終的な期限ですけれども、今回この特定生産緑地の手続というのが、初めてなものですから、申請を受けまして、現地を確認し、都市計画審議会の意見を聞いた後、指定の告示をするという手続にどれくらい期間がかかるのか、現在のところわかりませんが、今回は件数も多くあるので、現地を確認する日数を少し多めにとっています。しかし、この手続がもう少し、短い期間でできることも予想されます。私どもが想定している最終の審議会が毎年11月に行われているものとし、そうしますと令和4年11月の審議会に諮り、手続がスムーズに行って12月10日までに告示をしたいと考えておりますので、令和4年11月審議会から逆算していつまでに申請することとなるのかは、今回1回手続をしてみても報告できるのかなと思います。

ですから、今もし迷われている方がいらっしゃったら、令和4年4月にご通知させていただきますので、そのぐらいを最終的な期限と考えていただければ間違いないのかなと思います。

今、受付の話がありましたが、参考までに、買い取り申し出を希望されている方の進め方をお話しさせていただきますと、説明会を予定しておりますが買い取り希望の方で、例えば市に買ってもらいたいなどの意向がある場合、市といたしましては、庁内に照会をかけまして買い取り希望のある部署が早目に予算措置等の対応がとれればと考えておまして、個別に買い取り申し出をされた方については、もう1回お話を伺いしようかなというふうには思っております。

○議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○事務局 すみません、1点。

特定生産緑地の指定について、都市計画審議会に意見聴取するその前段で、農業委員会に意見を聞くとか、そういったことはあるんですか。

○公園みどり課 今のところ農業委員会の皆様のほうにご意見を聞くということは、考えておりません。今までずっと見てきていただいておりますので、あとは私どもが現地を確認するという形で考えておりますので。

○議長 継続するか否か、農業委員会が判断するとか、意見をすることはないということですね。

○公園みどり課 はい。

○議長 ほかにございませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、これで特定生産緑地の申請状況の説明による意見は終わりにしたいと思います。

それでは、公園みどり課の皆さん、ありがとうございました。

—— 公園みどり課職員退室 ——

○議長 次に、報告事項、八潮市農産物放射能濃度測定結果（1月分）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料の2をご覧ください。

八潮市農産物放射能濃度測定結果（令和2年1月）、今回は園芸協会のご協力によりまして測定しております。

採取日が1月7日、測定品目がナガダイコン、栽培状況、露地のものになります。地区が潮止地区ということで、福岡委員のご協力によりまして今回測定となっております。結果につきましては、放射性ヨウ素、放射性セシウムCs-134、Cs-137、いずれも不検出となっております。

以上です。ご協力ありがとうございました。

○議長 次に、協議事項、令和2年度農業委員会総会日程（案）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。

令和2年、農業委員会の総会会場の案ということで、1月15日に市役所内で会議室調整会議がありまして、25日を中心に、まず第二会議室を優先的にとる方向で、ほかの課と調整したんですけれども、ご覧のような結果になりましたので、ご説明したいと思います。

まだ案ですので、一通り説明した後、もし都合の悪い日があれば、その日を変えたいと思いますので、後で協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、2月、3月までは昨年のように決まっておりますので、2月、3月については確定です。4月24日金曜日、別館A会議室になります。

5月なんですけれども、25日で一応第二会議室は押さえてあるんですけれども、今年が改選の年でして、改選の年ですと通例5月に県外視察研修のほうに行っております。その場合、25日月曜日に総会やると、25、26という視察研修の日程になりますので、ここら辺が月火で大丈夫かなというところ、少し心配がございますので、後で皆さんで協議いただきたいと思います。

6月25日は第二会議室、このときは通常改選でない年は5月に農地パトロールをやってお

りまして、ここ数年は八條の〇〇〇〇を中心にパトロールするものですが、それを予定しております。7月22日水曜日、第二会議室、22日の水曜日とちょっと早くなっておりますけれども、今年のカレンダーを見ると翌日の23日木曜日が海の日、24日金曜日がスポーツの日と、祝日になっておりますので、22日ということです。8月25日は改選がありまして、任命式、その後に総会となります。第二会議室。9月25日も金曜日、第二会議室、この日は班に分かれて農地パトロールを計画しております。10月が23日金曜日で第二会議室、10月はこの日の2日後、25日は市民まつりの予定となっております。11月25日は八潮メセナのほうの会議室となります。12月は23日としています。第二会議室です。

年が明けまして1月25日、続いて2月25日ともに市役所の第二会議室、3月は市役所のほうの会議室はとれなくて、メセナのほうもまだ予約できる時期ではないので未定となっておりますが、予約が開始されればメセナのほうを押さえたいと思っております。

時間のほうは原則午後2時から開始ということで、日程、開始時間等に変更が生じたときは、その都度ご通知させていただきます。

以上で日程案となりますので、もしご都合の悪いところがありましたら、調整いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

問題なのは、まず5月ですよね。5月の県外視察研修、これが25日絡みというか、24日は日曜日なので、必然的に25、26日となるんですが、その辺は皆さんどうでしょうか。

○6番（横山正和委員） 個人的なんですけれども、できれば次の日で26、27日の火水にしてもらいたいんですけれども、個人的ですよ。

○議長 ほかに。

26、27以外に都合がいい人。

○7番（渋谷 稔委員） そうすると、会議は25日ですか。26日ですか。

○議長 今までどおり行く日です。

どうですか。

26、27日で都合が悪いという人はいませんか。

いないようでしたら……

○11番（福岡達則委員） まだ、場所は決まっていませんよね。

○議長 場所はまだです。5月だから、研修場所は何月までに決めたほうがいいですか。

○事務局 来月案を見てもらおうかなと思っております。

○議長 それでは、横山委員が26、27日のほうがいいとのことですので、よろしいですか。

一応26、27日で、5月は26日に総会ということで。

会議室の場所は何とかありますよね。

○事務局 同じ場所でとれたら、来月また報告します。

○議長 26日で。

○13番（飯山敏行委員） すみません、たしか24日ぐらいに枝豆ヌーボーがありますよね。

○議長 あれは土曜日、1日ですね。

あとは、10月23日が市民まつりの2日前になりそうですが、いかがでしょうか。

○事務局 大丈夫だと思いますが、市民まつりの方が忙しくてという方がいれば。

○議長 ということはもう少し前といっても1日、2日ですよね。21か22日でしょう。

これは別にいいですか。問題ないということで。

あとは、12月、別に問題なしということでもいいと思いますが、ほかに何かわかっている、今時点で、この日は都合が悪いという人がいれば。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 そういうことで、5月だけ調整してください。

○事務局 それでは、会議室、調整しまして、来月また報告させていただきます。

○議長 それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は、令和2年2月25日火曜日、午後2時より市役所第二会議室、2階のほうで開催いたしますので、よろしくお願いします。

○議長 ただいま事務局より2月の農業委員会の総会のご案内がありました。

最後に、皆様から全体を通して何かありましたらお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議長の議事進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

ここで、1件お知らせ事項ということでございます。

この先の会長の予定についてでございますが、今月末、1月31日金曜日に埼玉地方協議会の視察研修がございまして、つくば市の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構というところに向かいます。農産物のゲノム編集の研究などについて視察する予定でございます。私もお供させていただく予定となっておりますが、会長におかれましては大変お忙しい中、恐縮に存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、現在、皆様には農林業センサスの調査員としてご協力いただきまして、ありがとうございます。また、もし調査におきまして何か不明な点がございましたら、農業委員会事務局でもできることは協力させていただく予定でございますので、その際は気軽に声をかけてい

ただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。先ほども担当課長もお見えになりまして、その辺よろしくお伝えくださいということをお願いしております。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 皆さんにはご多用の中を1月総会にご出席をいただき、またご審議をいただきましてありがとうございます。

暖冬の影響で葉物野菜を中心に野菜の価格が下がっておりまして、連日テレビ等のニュースでも取り上げられているところでございます。余りニュースで安い安いというと、購入するお客さんがここら辺ですとそういうものだと思って買いにくるので、困る場面もあるようです。暖冬は我々には喜ばしいことなんでございますけれども、余り気候も変動が激しいと困る場面もございます。

これからいろいろと暖かくなりますと、皆さんもいろんな作付、あるいは農作業の準備でお忙しくなると思いますけれども、ご自愛をいただき、また取り組んでいただければと思います。

以上をもちまして、1月の農業委員会の総会を閉会といたします。ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時00分